

研究基本計画策定に係る関連条文

(旧) 農業基本法 (昭和 36 年 6 月 12 日法律第 127 号)

第十九条 (教育の事業の充実等)

国は、近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者の養成及び確保並びに農業経営の近代化及び農業従事者の生活改善を図るため、教育、研究及び普及の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

食料・農業・農村基本法 (平成 11 年 7 月 16 日 法律第 106 号)

第二十九条 (技術の開発及び普及)

国は、農業並びに食品の加工及び流通に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国及び都道府県の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた農業に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

農林水産省設置法

(平成 11 年 7 月 16 日法律第 98 号、最終改正年月日:平成 25 年 11 月 22 日法律第 76 号)

第十二条

本省に、農林水産技術会議 (次条から第十六条までにおいて「会議」という。) を置く。

第十三条

会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究の基本的な計画の企画及び立案に関すること。
- 二～七 (略)

農林水産省試験研究事務処理規程

(昭和 40 年農林省訓令第 20 号、最終改正年月日:平成 13 年 3 月 30 日)

第二条 (研究目標の設定)

農林水産技術会議 (以下「技術会議」という。) は、農林水産業等の諸要請にこたえ、農林水産業等に関する試験及び研究の方向付けを行うため、行政部局、試験研究機関及び農林水産省の所管する試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人 (以下「独立行政法人」という。) の意見を聴いて、研究目標を設定するものとする。

農林水産技術会議運営要領

(平成 13 年 3 月 28 日 農林水産技術会議決定、最終改正年月日:平成 18 年 3 月 31 日)

二 会長は、技術会議の所掌する事項のうち、次に掲げる事項については、技術会議の会議 (以下、「会議」という。) に、事前に付議しなければならないものとする。ただし、特に緊急の必要があり、かつ、会議に付議するいとまのない場合には、事後に付議することができるものとする。

- (1) 農林水産研究基本計画その他の試験及び研究に関する基本的な計画の設定
- (2) ~ (11) (略)